第 3432 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2008年)平成20年 1月 11日 金曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区備後町2－4－6 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ♤ 分掌変更に伴う退職金を未払いにした場合

**Q**：常勤役員が非常勤になったことに伴い、退職給与の打切り支給をしようと思いますが、資金繰りの関係で支払いが少し遅れます。問題ないでしょうか？

**A**：未払いの期間が長期であったり、長期間の分割払いでないのであれば、未払いでも問題ありません。

【解説】

法人税では、役員の分掌変更に際し退職給与を支給した場合において、次のように、その分掌変更等によりその役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められるときは、これを退職給与として取り扱うことができることとされています。

① 常勤役員が非常勤役員になったこと
② 取締役が監査役になったこと
③ 分掌変更等の後におけるその役員の給与が激減（おおむね50％以上の減少）したこと

ただし、この取扱いは、会社がその退職給与を実際に支払った場合にのみ適用があり、未払金等として処理をした場合には、原則として適用はないのですが、未払処理が資金繰りなどの理由によるもので一時的なものである場合には適用されることとなっています。（未払いの期間が長期であったり、長期間の分割払いである場合には適用がありません）